



25長体協第207号

平成25年8月21日

競技団体の長様

公益財団法人 長野県体育協会  
理事長 加藤久雄



熱中症事故の防止について（依頼）

平素より、本県のスポーツ振興と発展のためにご尽力いただきお礼申し上げます。

さて、公益財団法人日本体育協会より別紙の通り依頼が参りましたので、選手・指導者等へ周知いただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

公益財団法人 長野県体育協会

専務理事 島田徳一 担当 飯島昭久

TEL 026-235-3483

FAX 026-232-6528

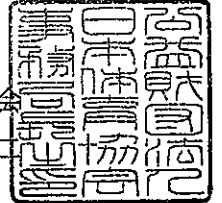
E-mail naganoken@japan-sports.or.jp

第 25 回体協総務発第 143 号

平成 25 年 8 月 13 日

本会加盟・準加盟団体事務局長 殿

公益財団法人 日本体育協会  
事務局長 川島 雄二



### 熱中症事故の防止について

平素より本会諸事業に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、加盟・準加盟団体のご協力のもと、熱中症事故予防に関し、平成 6 年に「熱中症予防 8ヶ条」をまとめ、ガイドラインを作成し、「熱中症予防ガイドブック（平成 25 年度改訂）」や DVD の配布、熱中症の予防セミナーの開催など、広く対応してまいりました。

しかしながら、本年は、史上最高気温を記録するなど、全国各地で連日記録的な猛暑が続く日々となっており、スポーツ活動中においても熱中症事故が発生している状況にあります。

つきましては、貴団体におかれましては、引き続き、関連するスポーツ大会や各種事業における熱中症事故の防止にご留意いただくとともに、貴団体関係諸機関に対し、改めて熱中症事故の防止についてご周知いただきますよう何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、既にご承知のことと存じますが、別添のとおり文部科学省からも熱中症事故等の防止に関し文書が発信されております。こちらにつきましても改めてご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

#### 【参考】

公益財団法人日本体育協会ホームページ 「熱中症を防ごう」

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid/523/Default.aspx>

#### 【本件に関するお問合せ先】

公益財団法人日本体育協会

総務部総務課 担当：永井

TEL : 03-3481-2200

FAX : 03-3481-2284



25ス学健第9号  
平成25年6月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公私立大学担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

大 路 正 浩



文部科学省スポーツ・青少年局

参事官（体育・青少年スポーツ担当）宮 内 健 二



### 熱中症事故等の防止について（依頼）

#### 1 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、別添のとおり、学校の管理下における熱中症事故は増加している状況にあります。

東日本大震災以降、節電に係る取組が求められていることも踏まえ、熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生していますが、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行う等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

については、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（平成25年3月改訂）や環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル」（平成23年5月改訂）等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるようお願いいたします。

なお、政府においては、平成25年6月4日（火）に開催された熱中症関係省庁連絡会議で、国民一人一人が正しい知識を持つことで、熱中症の被害を減らすことができることに鑑み、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等の効果をあげて、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしました。

各教育委員会等におかれては、熱中症予防強化月間について、各学校に周知し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

政府の取組及び各省庁の関連情報については、環境省のホームページから取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

（環境省ホームページ [http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/)）

## 2 落雷事故の防止について

これまで、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、平成25年3月25日事務連絡で配布した、学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成24年度改訂）にも、雷等への初期対応や避難について示しておりますので、御参照の上、事故防止に御活用ください。

(1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

(2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月1日発行））によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

【参考資料】

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(パンフレット)

「熱中症環境保健マニュアル」(パンフレット)

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

学校における体育活動中の事故防止について(報告書)

小学校教職員用研修資料「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(DVD)

中学校・高等学校教職員用研修資料「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(DVD)

小学生用防災教育教材「災害から命を守るために」(CD)

中学生用防災教育教材「災害から命を守るために ～防災教育教材(中学生用)～」(DVD)

高校生用防災教育教材「災害から命を守るために ～防災教育教材(高校生用)～」(DVD)

「雷から身を守るにはー安全対策Q & Aー改訂版」

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
幼稚園	11	10	16
小学校	411	456	436
中学校	2,033	2,168	2,291
高等学校	2,120	2,008	2,204
高等専門学校	16	26	16
計	4,591	4,668	4,963

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成24年度は速報値)

